

第1章 いじめ防止等に関する本校の考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

あわせて、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、校訓を「自ら考え、自ら行い、自ら責任を」とし、教育目標を、人間尊重を基盤とした、一人ひとりを大切にす教育の実践「生徒一人ひとりが輝き、生きる力を育む学校づくり」を教育目標として日々の教育活動をすすめている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

- ・「一定の人的関係」とは、一つの学校内外を問わず、学校や学級、部活動や塾、スポーツクラブ等、その生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、その生徒との何らかの人的関係をさす。学校だけに限ったものではない。
- ・「物理的な影響」とは、けがをさせられるなどの身体的な影響の他、金品をたかられたり。隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどをさす。
- ・「けんか」や「ふざけあい」についても、その事象だけを見て、単に子どもどうしの「じゃれあい」などと判断するのではなく、周りから見えないところでの被害が発生している場合があるため、その行為の背景にある事情について調査をし、生徒の被害性に着目していじめかどうかを判断することが求められる。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3. いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策推進法第22条に定める組織

① いじめの対処における学校の中核となる常設の組織

<名 称> **いじめ・不登校対策委員会**（以下、「学校対策組織」という）▶毎週火曜日開催

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、不登校担当者、養護教諭、児童生徒支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて招集

<主担者> 生徒指導主事

<主担者の役割>

- ・学校対策組織の運営
- ・いじめの相談、通報、報告の受付窓口

<役 割>

- ・いじめの認定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの対処
- ・ケース検討
- ・教職員の資質向上、指導力向上のための校内研修計画作成
- ・学校いじめ防止基本方針の検証、見直し
- ・いじめ未然防止に係る年間計画（別添1）の立案、実施
- ・いじめに係る取組み状況の把握と検証（PDCA）

② いじめ対処における学年の組織

<名 称> **学年いじめ防止等対策委員会**（以下、「学年対策組織」という）▶随時開催

<構成員> 学年団の教員、その他必要に応じて招集

<主担者> 学年生徒指導担当者

<主担者の役割>

- ・学年対策組織の運営
- ・学年におけるいじめの相談、通報、報告の受付窓口
- ・学校対策組織への報告

<役 割>

- ・いじめの認定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの対処
- ・ケース検討
- ・学年のいじめに係る取組み状況の把握と検証（PDCA）

- ③ 学校対策組織及び学年対策組織（以下「対策組織」という）を中心として、学校体制を構築する（別添2）いじめ防止等のための学校体制

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底する環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための取組みを行い、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団づくりを行う。

2. いじめの未然防止のための措置

- (1) 学校は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、以下の取組みを通して教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しては、特別授業や日常の取組みや関わりを通じ、校長や教職員が適宜いじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という意識や態度を育成する。

【共通理解の取組み】

- ・職員会議、学年会議
- ・教職員研修

- (2) いじめを許さない意識や態度を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、コミュニケーション力を育てることが必要である。そのために、道徳教育や人権教育の充実に加え、幅広い社会体験活動を推進し、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、キャリア教育を推進し、学ぶことと社会のつながりを意識しながら、主体的・協働的に学ぶ意欲・態度を育む。

【人権教育】

- ・人権講演会
- ・国際理解教育
- ・平和学習
- ・障害理解教育
- ・男女共生教育

【キャリア教育】

- ・職業講話
- ・進路学習（高校の先生の話聞く会、進路講演会）

- (3) いじめ事案発生の背景に、自己肯定感や自己有用感の低さが起因となることもあることから、学校生活の基盤となる、わかりやすい授業づくりを進める為、授業力の向上を図る。また授業中に起こり得る、いじめを助長するような不適切な言動等を見逃さず、適切な対応が行えるようカウンセリングに関わる研修や生徒理解研修を実施する。

【研修を通じた指導力向上の為の取組み】

- ・オープンスクール、教職員向け公開授業
- ・外部講師による授業力向上研修、生徒対応研修、カウンセリング研修
- ・教育委員会や大学等主催の校外研修への参加

【特別活動、部活動を通じた自己肯定感や自己有用感向上の取り組み】

(特別活動)

- ・学級活動（集団づくり）
- ・生徒会活動（各種委員会、3年生を送る会等の生徒会行事）
- ・学校行事（入学式、卒業式、校外学習、修学旅行、体育大会、合唱コンクール）

(部活動)

- ・学校教育の一環として行われる、生徒の自主的、自発的な参加による部活動の実施

- (4) 生徒会活動等生徒が主体的に活動できる機会を多く設け、生徒自身がいじめの問題を主体的に考える事が出来る、意識や態度を育む。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめはどの学校、どの生徒にも起こり得るという意識を持ち、何気ない言動に含まれている生徒のサインを見逃さない心配りを持って生徒と接しなければならない。

また、日常の学校生活を通じ、相談しやすい、話をしやすい、好ましい人間関係を形成出来るよう心掛ける。教職員間はもちろんのこと、スクールカウンセラーや保護者等とも連携を図り、積極的に生徒の情報交換や情報の共有に努める。

2. いじめの早期発見のための措置

- ・学校生活アンケートの実施（各学期、年3回）
- ・学習面・生活面の振り返りの実施（各学期末、年3回）
- ・三者懇談（1・2学期末）
- ・二者懇談（必要に応じて実施）
- ・生徒、保護者、教職員が、連携相談しやすいように、校内の相談窓口、スクールカウンセラー、外部相談機関の利用方法を周知する（全校集会・学年集会等・保護者説明会等）

第4章 いじめの対処

1. 基本的な考え方

学級担任等が抱え込まず「学校対策組織」「学年対策組織」において組織的に迅速、かつ的確に対応していく。その為に教職員等は生徒からの相談等で、いじめの事実が疑われる事案が生じたその時点で「学校対策組織」または「学年対策組織」に報告と相談を行う。同組織では、速やかにいじめの事実の有無を確認できるよう、人員の配置、プランニングを行い対処する。

いじめが確認された場合は、直ちに指導及び支援体制を組み、保護者とも連携し当該生徒への指導及び支援を開始する。

SNSの急激な普及などにより、いじめの構図が複雑化し、事案対処が難しくなる中、学校としては組織的に統一した対応ができるように「豊中市立第一中学校校内問題行動チャート」（別添3）定め、このチャートに基づき対応をすすめる。

2. 学校の取組み

いじめの対処については、原則、次の手順で進める。

- (手順1) いじめの認知
- (手順2) いじめの事実確認
- (手順3) 被害生徒のケア
- (手順4) 加害生徒及び、いじめが起きた集団への指導
- (手順5) いじめの解消の確認
- (手順6) いじめの解消後の見守り

【具体的な対応】

- **手順1** いじめの認知
 - ・生徒、保護者からの通報や相談、いじめの発見や兆候の気づき等、いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、速やかに対策組織における報告の受付窓口である生徒指導主事、学年生徒指導担当者へ報告し、情報共有を図る。対策組織では、対処方針を検討する。
 - ・生徒自ら相談や訴えがあった場合や、いじめを知らせてきた生徒がいた場合は、当該生徒の安全を確保するよう配慮する。
- **手順2** いじめの事実確認
 - ・学年対策組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。客観的な証言が必要な場合には、アンケート調査などを行う。
 - ・事実確認終了後は、加害、被害生徒の保護者へ速やかに連絡し、対処方針などを伝え協力を求める。事実確認に時間を要する場合などには、途中経過を連絡するなど丁寧に対応する。
 - ・SNSなどによる不適切な書き込みや写真、動画等の投稿があった場合、生徒や保護者の協力を仰ぎ、事実確認の為、問題箇所を保存するとともに、直に対策組織において対応を協議し対処する。
 - ・削除要請等、被害にあった生徒、保護者の意向を尊重するとともに、物理的、精神的なサポートに努める。また、書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携を行う。
 - ・情報モラルに関する学習や啓発に努め、警察や携帯電話会社などの外部機関と連携を進め、携帯電話・スマートフォン安全教室や犯罪被害防止教室を実施し、未然防止に努める。
- **手順3** 被害生徒のケア
 - ・被害生徒の学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、生徒にとって信頼できる人物(親しい友人や教員、家族、地域の方)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。また、スクールカウンセラーの適切なアセスメントによる心のケアに努める。
 - ・被害生徒の心情を考慮し、加害生徒の別室指導などにより、被害生徒が落ち着いて学習に臨めるよう環境を整える。
- **手順4** 加害生徒及び、いじめが起きた集団への指導
 - ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不安やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また状況によっては警察、外部機関等へ連絡し対応する。
 - ・加害生徒のみならず、その行為に同調したり、はやし立てたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍

観者」であった集団には、自分の問題として捉えさせると共に、その行為が被害生徒にとっては、孤独感や孤立感を強め、いじめに加担する行為であることを指導するとともに、いじめを止めることが出来なかったとしても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

➤ **手順5** いじめ解消の確認

- ・再発防止のため、国の方針に則り、いじめが解消したか否かを確認する。
- ・国の方針では、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要とされている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、その他の事情も勘案し判断する。

【2つの要件】

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じているものを含む。）が少なくとも3か月継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒および、保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

➤ **手順6** いじめの解消後の見守り

- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。また、観察だけでなく、本人の気持ちを尊重しながら、定期的に面談や声かけを行う。

第5章 再発防止に関する取組み

「いじめは重大な人権侵害である」との認識のもと、学校の教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、「いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」「いじめはどの子どもも、被害者にも加害者にもなりうる」ことをすべての教職員が認識し、「学校いじめ防止基本方針」に則ったいじめ防止等の取組みを組織的にすすめることが、再発防止につながると考える。

また、学校の取組みを実効的に進めるため、認知されたいじめの対応について、PDCAサイクルに基づき対策組織が検証し、見いだされた課題を教訓化することも必要である。

残念ながら、学校では、さまざまな取組みを重ねてもなお、いまだにいじめは存在するが、教職員と生徒保護者、地域が一つとなっていじめの再発防止に取り組む。

豊中市立第一中学校いじめ防止等年間計画

学校基本方針に基づき、この計画を基本としますが、学校の状況等により、適宜変更します。

月	1年	2年	3年	学校全体
4月	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知(生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知(生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知(生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・いじめ不登校対策委員会の開催(毎週火曜日) 年間計画の確認 ・教員研修(いじめ) ・人権教育を基盤とした教育活動の展開
5月	・校外学習(集団づくり)	・校外学習(集団づくり)	・修学旅行(集団づくり)	
6月	・チームビルディング	・薬物乱用教室	・高校職員講話(キャリア教育)	・家庭確認により把握した生徒状況の集約 ・月ごと調査(いじめ・暴力行為・不登校)の報告 →児童生徒課 ・研究授業 ・三者懇談により把握した生徒状況の集約 ・学校生活アンケートの分析・対応検討
7月	・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・男女共生学習 ・学校生活アンケート実施・回収 ・SNS利用講習 ・飲酒喫煙指導 ・HR(1学期の振り返り)	・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・男女共生学習 ・学校生活アンケート実施・回収 ・HR(1学期の振り返り)	・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・学校生活アンケート実施・回収 ・HR(1学期の振り返り)	
8月	(夏季休業)	(夏季休業)	(夏季休業)	・課題別校内研修(R7年度は体罰研修)
9月	・HR(行事への取組みと集団づくり) ・オータムフェスタ(異年齢交流)	・HR(行事への取組みと集団づくり) ・オータムフェスタ(異年齢交流)	・HR(行事への取組みと集団づくり) ・オータムフェスタ(異年齢交流)	
10月			・平和学習 ・がん教育	
11月	・体育大会 ・SNS非行防止教室	・体育大会 ・SNS非行防止教室	・体育大会 ・SNS非行防止教室 ・進路学習 ・三者懇談週間(進路懇談)	
12月	・小中交流会(異年齢交流) ・人権講演会	・小中交流会(異年齢交流) ・人権講演会	・小中交流会(異年齢交流) ・人権講演会	・研究授業

月	1年	2年	3年	学校全体
1月	・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有)	三者懇談週間 (家庭での様・子の把握 と学校生活の情報共有)	・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と 学校生活の情報共有)	・三者懇談により把握し た生徒状況の集約
2月	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケートの 分析・対応検討
3月	・HR(2学期の振り返り)	・HR(2学期の振り返り)	・HR(2学期の振り返り)	・研究授業
	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケート実 施・回収	・学校生活アンケートの 分析・対応検討
	HR(1年間の振り返り)	HR(1年間の振り返り)	HR(1年間の振り返り)	・新入生保護者説明会 により、学校状況、取組 内容説明など。

豊中市立第一中学校 校内問題行動対応チャート

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅡ～Ⅴ

いじめ・不登校委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：管理職・生徒指導主事・学年生徒指導担当者・学年不登校担当者・養護教諭
児童生徒支援コーディネーター・スクールカウンセラー、その他必要に応じて招集

- ☆対応方針の確認
- ☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
- ☆状況の把握・事実を時系列で整理【記録】 等

教育委員会事務局児童生徒課に状況を随時伝え、連携して対応を図る。

レベルⅠ
 >警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
 >被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

レベルⅠ

管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSWとの連携

レベルⅡ

管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

教育委員会と連携し、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

豊中市学校問題解決支援チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留意事項

- >対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- >レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- >いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- >生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。